

【トピックス】

- 1 事故米穀の不正規流通問題
- 2 愛知県における高病原性鳥インフルエンザの発生
- 3 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）名古屋市での開催決定
- 4 農山漁村雇用をめぐる動き

1 事故米穀の不正規流通問題

東海管内における事故米穀の不正規流通の解明調査を集中的に行い、9月10日に株式会社浅井と太田産業株式会社に対して不正転売した事故米穀とその加工品の早期回収を要請、9月21日には名古屋市が株式会社浅井に対し食品衛生法第54条に基づく回収命令を発出しました。その後、東海農政局は、10月8日に愛知県警に株式会社浅井の販売した事故米穀から食品衛生法に基づく残留農薬基準を上回るメタミドホスが検出された食品衛生法違反の事実を告発し、10月末までに食糧法に基づく報告徴求命令をかけても販売先を提示しない事業者等に関する部分を除いて流通ルートの解明を終了しました。

事故米穀を二度と流通させないための措置

- 厳格な検査マニュアルを作成し、輸入米や国産備蓄米の流通・取引に関する検査体制を強化
- 検査にあたっては、今回の反省を踏まえ、米販売関係の担当でない者が抜き打ちで行う
- カビ等の発生、または混入が確認された場合は直ちに国が廃棄処分
- 米を原料とした商品について原料原産地情報伝達を義務付ける「米トレーサビリティ法」の施行
- 米穀の適正な流通を確保する措置を講じる「食糧法改正法」の施行等

事故米穀の不正規流通問題については、消費者をはじめとする国民の皆様には大変御心配・御迷惑をおかけしており、改めて深くお詫び申し上げます。事故米穀を今後二度と流通させないようにするため、今後も再発防止策に徹底して取り組んでまいります。

2 愛知県における高病原性鳥インフルエンザの発生

愛知県豊橋市の採卵用うずら飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認され、以降、3例の発生農場及び4例のH7亜型抗体陽性農場が確認されました。

発生確認後、愛知県は家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針に基づき、発生農場の立入制限、うずら舎の消毒、移動制限区域の設定、発生農場等で飼養されるうずらの殺処分（約162万羽）等が行われました。発生農場等の防疫措置は4月19日に終了、その後の検査により清浄性が確認され、うずら、卵等の移動制限は5月11日にすべて解除されました。

東海農政局では、1例目の発生確認後、直ちに東海農政局高病原性鳥インフルエンザ対策本部（本部長：東海農政局長）を設置し、消費者相談の受付、消費者団体、関係団体等への情報提供、使用を自粛している学校給食への自粛解除の要請、愛知県の要請を受けた防疫作業への人的支援（延べ300名）等に取り組みました。

また、小売店舗での家きん卵、家きん肉の販売状況について、巡回調査・指導を実施（延べ7,528店舗：4月9日現在）し、「発生地域で生産された卵は扱っておりません」などといった不適切な表示に対しては改善を要請し、すべて改善されました。

3 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）名古屋市での開催決定

私達の暮らしに欠かせない食料は、太陽と土と水の下、様々な生物との関わりの中で生産されており、多様な生物ととても密接な関係にあります。農業はこれまで多様な生物を育んできましたが、特に高度経済成長期以降、経済性や効率性を優先し生態系に負の影響を与えてきたことも確かです。

2008年6月にドイツのボンで開催された生物多様性条約第9回締約国会議で、次期開催地が名古屋に決定しました。この生物多様性条約締約国会議は2年ごとに開催されているもので、名古屋では2010年10月18日から29日までの間、世界191か国の人々が参加して名古屋国際会議場で開催されます。また、この生物多様性条約の中で掲げられた遺伝子組換え生物に関するカルタヘナ議定書第5回締約国会議はこの開催期間前の10月11日から15日までの間に開催されます。開催規模は各国政府や国連関係者、非政府組織（NGO）、報道関係者、市民等約7千人が見込まれています。

農林水産省では2007年7月に農林水産省生物多様性戦略を策定し、これを基に生物多様性保全をより重視した環境保全型農業や農業生産基盤整備等に取り組んでいます。

東海農政局としても、地元支援団体であるCOP10支援実行委員会と連携を取りながら、COP10に向け生物多様性と農業の関わりについて情報を発信して行くこととしています。

これまでの取り組み



【経済性や効率性優先の農地・水路整備】 【埋め立てなどによる藻場、干潟の減少】

これからの取り組み



【魚、カエルのゆりかご（マコモ植栽）】

【田んぼの生きもの調査】

生物多様性とは

地球上には、多種多様な生きものが、それぞれの環境の中で相互の関係を築きながら生息し、生態系の豊かさやバランスが保たれて地球環境と私たちの暮らしを支えています。生物多様性とは、このように自然が創り出した多様な生物の世界を総称して言います。

これらの生物は、過去から現在、そして未来へと命が引き継がれていますが、環境の変化により絶滅のスピードが急増し、沢山の生きものたちの生命が危機に瀕しています。

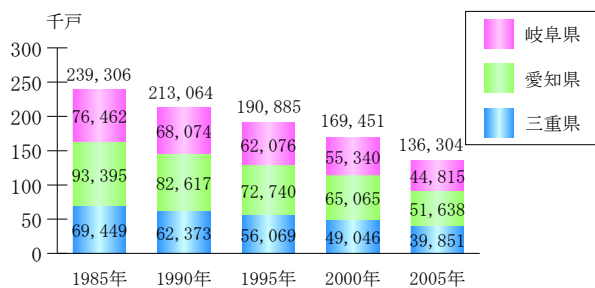
4 農山漁村の雇用をめぐる動き

2005年の東海地域の農業就業人口は、22万人で約20年間で半減しています。このうち60才未満の基幹的農業従事者は、わずか4万人となり農業労働力の減少と高齢化が急速に進んでいます。

2008年の世界同時不況の影響を受け、製造業を中心とした非正規雇用の解雇等の雇用問題が発生しました。農林水産省では、雇用創出の取組を機動的に進め、農林漁業への新規就業支援をはじめとする雇用対策を推進しています。

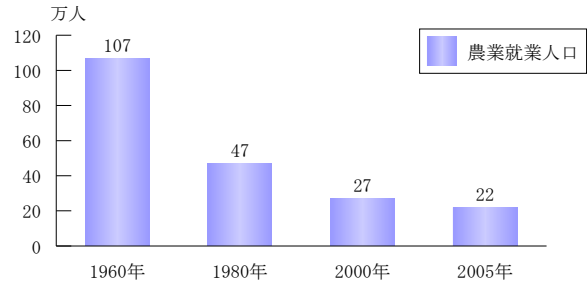
4月15日現在の相談件数は、全国で約2万3千件、東海農政局では94件に達しています。また、新規就業窓口での採用決定数は、全国で農業406人、林業1,008人、漁業65人の合計1,479人に上り、東海地域では農業24人、林業54人、漁業0人の合計78人となりました。

東海地域の販売農家数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

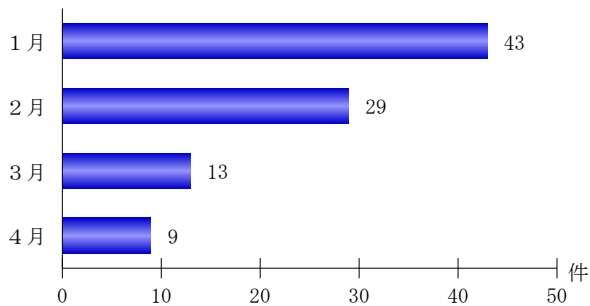
東海地域の農業就業人口の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：1960、1980年は農家の数値、2000、2005年は販売農家の数値。

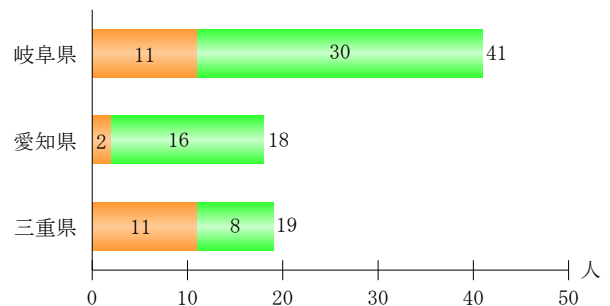
東海農政局農山漁村雇用相談件数



資料：東海農政局で集計

注：4月は4月15日現在の相談件数である。

東海農政局管内の県別採用決定数

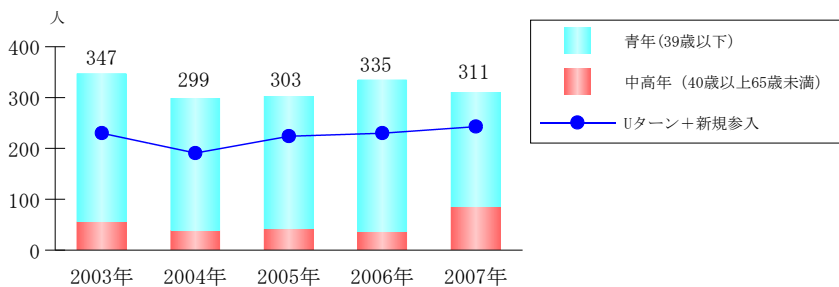


資料：東海農政局で集計

注：1) 各県は4月15日現在の採用人数である。

2) 採用決定数には、パートも含む。

東海地域における新規就農者数の推移



資料：各県調べ（東海農政局で集計）。